

津和野町ホームページリニューアル業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本町ホームページの CMS である「i-CityPortal」のサポートが令和 8 年 12 月 31 日に終了となることから、本町は新たな CMS を用意し、かつ i-CityPortal に登録している記事データを新たな CMS に移行する必要があるが生じている。

については、長期的に安定運営管理を行える体制づくりを整えた CMS 及びホームページにリニューアルすることを目的とする。

プロポーザル方式を採用し、優れた提案を広く求め、価格評価に偏ることなく提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託者として特定する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の名称

津和野町ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の内容

別紙「津和野町ホームページリニューアル業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

なお、ホームページは令和 8 年 11 月 30 日（月）までに公開すること。

### (4) 業務費上限額

12,898,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出日において、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。または、参加資格取得に必要な書類一式を提出できる者であること。

(3) 本町から指名停止処分を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

- (7) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日までに完了した業務）において、本業務と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。

#### 4. 実施スケジュール予定

手続き等	期間等
1. 公告	令和8年3月3日（火）
2. 質問の受付	令和8年3月10日（火）正午まで
3. 質問の回答	令和8年3月13日（金）
4. 参加表明書等提出期限	令和8年3月18日（水）
5. 企画提案書等提出期限	令和8年3月26日（木）正午まで
6. 提案内容の審査（予定）日	令和8年3月30日（月）
7. 審査結果通知	令和8年3月31日（火）（予定）
8. 契約締結	令和8年4月上旬（予定）

#### 5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第7号）
- (2) 提出期限 令和8年3月10日（火）正午まで
- (3) 提出方法 電子メール  
件名を「津和野町ホームページリニューアル業務に係る質問」とすること。なお、電話及び口頭による質問には回答しない。
- (4) 回答方法 町のホームページで公表する。
- (5) 回答期限 令和8年3月13日（金）
- (6) 提出先 津和野町つわの暮らし推進課  
メール：t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp

#### 6. 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式第1号）
  - ② 誓約書（様式第2号）
  - ③ 会社概要書（様式第3号）
  - ④ 実績調書（様式第4号）
  - ⑤ 業務実施及び連絡体制表（任意様式）  
本業務を実施するに当たり、管理技術者及び主任担当者を必ず明記し、本業務に携わる全ての者の過去5年間の関連業務実績及び保有資格等を記載すること。
- (2) 提出期限 令和8年3月18日（水）まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）とする。ただし、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。
- (4) 提出先 〒699-5292  
島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

## 7. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

① 企画提案書表紙（様式第5号）

② 企画提案書（任意様式）

ア. 企画提案書

イ. 業務実施スケジュール

(a) 企画提案書の様式は原則としてA4判用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。必要に応じて、A4判横、A3判横の使用を認める。A3判の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(b) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は両面で20枚以内（企画提案書表紙を除く。）とすること。

(c) 使用言語は日本語とする。ただし、専門用語は除く。

(d) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

③CMS機能要件一覧

④見積書（任意様式）

※内訳が分かるように作成すること。

※令和9年度以降、5年間の運用・保守費用についても、単年ごとに算出すること。

(2) 提出期限 令和8年3月26日（木）正午まで

(3) 提出部数 正本1部、副本5部

(①～④の順番にクリップで留めること)

(4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）とする。ただし、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

(5) 提出先 〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

津和野町つわの暮らし推進課

(6) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）により届け出ること。

## 8. 契約候補者の選定方法

「津和野町ホームページリニューアル業務審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

プロポーザルの審査は、「審査基準表」により採点（100点満点）し、合計点数が最高得点を得た者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

なお、最高得点を得た者が2者以上のときは、見積価格の低い者を契約候補者として決定する。

## 9. プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査日 令和8年3月30日(月)

※実施日時等の詳細は、個別に電子メールにて連絡する。

(2) 審査方法

提案内容については、以下のとおり対面でのプレゼンテーション審査を実施し、総合的に評価する。

(3) プレゼンテーションについて

① プレゼンテーション時間

1事業者につき30分(提案・デモンストレーション20分、質疑応答10分)

② 提案者出席人数

3名以内までとし、業務実施及び連絡体制表(任意様式)に記載する管理技術者、もしくは主任担当者となる方が、必ず1名出席すること。

③ 提案内容

「7. 企画提案書等の提出(1) 提出書類 ② 企画提案書、③CMS 機能要件一覧」にある内容のみをプレゼンテーションすること。

提案内容をパワーポイント等において表現する場合には、PC等は持参すること。プロジェクター及びスクリーンは町で用意すること。

(4) 審査結果の公表等

審査結果については、町ホームページにおいて公表する。この場合において参加者の名称については、第1優先契約候補者のみ公表する。

また、審査結果は、後日速やかに参加者全員に文書にて通知する。なお、審査結果や選定内容に対する異議申し立ては一切受け付けない。

## 10. 応募者の失格事項

本プロポーザルの参加者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

(1) 本要領を遵守しない場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合や、重要な事実について記載しなかった場合。

(3) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

(4) その他失格事項に相当するものと本町が判断した場合。

## 11. 契約の締結

(1) 第1優先契約候補者は町と契約に向けた協議を行い、協議が整い次第、契約を締結する。

なお、町は提案内容を尊重しながら、内容の変更を求めることができるものとする。

(2) 第1優先契約候補者に選定された参加者に次に掲げる事項が生じたときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとする。

- ① 契約の締結を辞退したとき
  - ② 契約締結時まで「3. 参加資格」の参加資格要件を欠いていることが判明したとき
  - ③ 契約締結時まで「10. 応募者の失格事項」の失格事項に該当していることが判明したとき
  - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- (3) 参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。
- (4) 契約の締結については、プロポーザルにより選定された第1優先契約候補者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号により随意契約(契約を締結した事業者を「受託者」という。)を締結する。
- なお、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。
- (5) 契約締結まで発生する契約候補者の費用負担については、町は一切補償しない。

## 12. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、町が承諾したものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類は、一切返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とする。
- (5) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

## 13. 問い合わせ先

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

津和野町つわの暮らし推進課

電話番号: 0856-74-0092 (直通)

F A X: 0856-74-0002

メール: t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp